

新病院401床で診療開始

病院長 宮下正俊

1. 新病院の完成

ご存知のように、昨年3月に新病院建設が完了し、診療科も従前の17科から24科に充実して診療がスタートしました。様々な診療機能の強化についてはすでに御説明しておりますが、ベッド数に関しては、同4月からこの一年間は増床移行期として351床で診療してきました。平成12年10月から15年3月までの第2期の建設工事中は239床の縮小ベッド数での診療でしたので、増床を2段階に分けて行いました。幸い昨年度の年間平均病床利用率は90.2%と予想以上に多くの入院患者さんの治療をさせていただきました。

それを受けて、今年度4月から予定の401床を全稼働させることができました。

今年開棟した5西病棟には、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科が移動しました。4月3日に引越も無事完了しました。ほかの科は大きな移動はありません。

2. 院内禁煙の推進

平成12年10月以降、茅ヶ崎市立病院では喫煙室を設けていましたが、平成15年5月1日健康増進法が施行され、特に受動喫煙の防止に関しては節を立てて、病院等の施設管理者の責任をうたっています。当院でもこれをうけ、既に設置してあった喫煙室をこの4月から廃止させて頂きました。なかなか禁煙が困難な方もありますが、特に病院として禁煙に対する姿勢を明らかにする意味もあります。どうぞ病院の建物内での禁煙につき、ご理解とご協力をお願いいたします。禁煙外来も開いていますので、そちらにもご相談・ご利用ください。

3. 臨床研修医が研修を開始

本年度から医師の臨床研修制度が新しくなりました。医師の資格取得後2年間の臨床研修が義務付けられ、当院も臨床研修病院の



指定を受けました。「医師としてふさわしい態度と責任感を養うとともに、将来の専門性にかかわらず日常診療で頻りに遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身につけることを目標とする」と当院臨床研修プログラムにうたわれています。指導医のもとで熱意とエネルギーをもった若い力が活躍することによって、より市立病院の医療の質が向上することを目指します。明日の病院を担う若い医師たちによるしく御理解と御声援をお願いいたします。

4. 「患者さまの権利」について

病院に来られた方は、正面玄関に入ってすぐの左手の壁に病院の基本理念などが掲げられているのをご覧になったかと思います。スペースの関係で文字が小さいのが難点ですが、下にお示ししますのでご覧ください。平成16年3月1日付けで公表したものです。

「基本理念」は、平成12年7月に定められたものを、一部改正しました。

その第1項は、「市民の健康を守るため」という病院の使命（目的）と「いつでも・だれにでも良質な医療の提供」という行動方針を表明しています。第2項は「効率的かつ効果的な医療の共創」という行動方針と、「社会の利益への貢献」という目的を表明しています。検討の中では、いつでも・

だれにでもという文言は、病院の現状から離れていないかという意見もありましたが、「いつでも・だれにでも」「良質な医療を」「低いコストで」という“3立”しがたい条件が、医療には常に求められていることを考慮に入れた上で、あえて従来の理念を継承することといたしました。なお第2項は旧版では「私たちは、患者さまや地域の医療機関とともに、効率的かつ効果的な医療を共創し、社会の利益に貢献します」であったのを、“共創”の説明も含め、本文のように改正しました。

「基本方針」については、新病院建設にあたってまとめられた「新病院建設基本構想」(平成7年2月)で掲げた基本方針を今回新たに文章化したものです。医療情勢の変化のめまぐるしさを考えると、数年ごとに見直す必要があると思われま。

「患者さまの権利」及び「病院からのお願い」に関しては、平成15年6月院内で「患者の権利検討部会」が中心となって講演会を開催し、アンケートで職員の意見をまとめて原案を作成しました。

「患者さまの権利」については、ここに掲げられた項目以外にも、様々な項目が提案され、議論したところですが、まず下記の6項目にまとめました。さらに今後も検討を続けていきたいと考えています。

基本理念

「健やか・共創」

私たちは市民の健康を守るためにいつでも・だれにでも良質な医療を提供します。私たちは、患者さまや地域の医療機関とともに、効果的かつ効率的な医療を作り、社会の利益に貢献します。

基本方針

- 1 市民のための医療を提供します。
- 2 積極的に診療情報を提供します。
- 3 地域の機関病院として、主に早期の診療を必要とする急性期医療を担います。
- 4 高度で良質な医療を提供します。
- 5 救急医療の充実を図ります。
- 6 他の医療機関と連携し、地域医療の向

上・充実に努めます。

- 7 医療全般にかかわる教育・研修を積極的にを行います。

患者さまの権利

- 1 人格や価値観などが尊重され、社会的地位や経済状態、宗教などにより差別されることなく良質な医療を受ける権利があります。
- 2 治療や検査に関して理解できるまで十分な説明を受け、治療法や検査法を選択し拒否する権利があります。
- 3 自己の診療録の開示を求める権利と併せて、個人の医療情報(病名や予後などの)が保護される権利があります。
- 4 医療情報以外の個人の情報が保護される権利があります。
- 5 治療や検査に関して第三者(他の医師など)に意見を求める権利があります。
- 6 特に、研究途上の医療に関しては十分な説明を求め、かついつでも拒否する権利があります。

病院からのお願い

- 1 患者さま御自身の情報(症状や特異体質、既往歴などについて)を職員に正確に伝えてください。
- 2 治療や検査に関し希望する事柄があれば事前に伝えてください。
- 3 すべての患者さまが適切な医療を受けられるよう、他の患者さまの治療や、病院職員による医療行為に支障を与えないよう配慮していただくことをお願いいたします。